

人身売買文書「てんかう」文言の研究

安野 眞 幸

目 次

- 一 「てんかう」文言所載文書
- 二 秀村・瑕疵担保説の問題点
- 三 「内部道徳」と「外部道徳」
- 四 契約世界からの下人の排除
- 1 『沙石集』
- 2 『今昔物語』
- 五 今参の不奉公と旧主の責任
- 六 「てんかう」の意味と歴史
むすび

第一章 「てんかう」文言所載文書

59

「てんかう」文言を持つ中世の人身売買文書として現在までに知られているものには、次の六つA～Fがある。このうちA、C～Fの五文書には、いずれも「大根顛狂云々」が記されており、秀村選三が論文「中世人身売買文書の研究」¹⁾において紹介・分析したものである。また秀村に先立ってこれらを紹介した論文として、C・Eに関しては石

井良助「中世人身法制雑考」が、D・E・Fには水上一久「中世における人身売買について」³⁾がある。一方「くちくてんかう」とあるB文書は、棚橋光男が論文「人身売買文書と謡曲隅田川」⁴⁾において、写真と共に紹介したものである。棚橋はこの特約文書は「他に類例のないもの」としたが、解釈は保留している。

A 肥前有浦文書

人手証文

建長六(1254)年

(端裏書)

「人てのせうもん」

借請人手銭事

合染貫文者

右件銭請取処実正成、但来六月内、字斑島「松女年二十歳、志佐一王女年十九歳、彼女童二人」者、依為淳相伝、件銭代可請取、但大根頼任限三月、於其他諸病者、雖為書載券文之女童、「不可請取、若彼奴原逃亡死亡候ハ、同年女童一人代二人つゝもつて可弁、若又四人内一人も有懈怠」者、今年所奉申「代官職之肥前国御厨御庄内淳」分志佐所領、自明年七月二ヶ年之間、可「彼知行也、若背此状女童ヲモ不弁、又彼所ヲモ二ヶ年不奉彼知」者、限永年可入流件所領於秋「」殿也、雖無本証、「」以此証文為手繼、永可被知行、仍為後日証文状如件

建長六年五月八日

源 淳(花押)

この文書は現在では刊本の『肥前松浦党有浦文書』の中に、四「斑島淳借錢請取状」として納められている。同書

の三「斑島淳代官職補任状」から明らかのように、錢主の秋武太郎は斑島淳によって直前の建長六年四月十六日に代官職に補任された人物である。それゆえこの文書の示す錢の貸借は、主従関係にある者同士の間で執り行われていたのである。

五行目の「任」には「狂カ」、最後から四行目の「知□」は「知行」、三行目の「秋□□□殿也、雖無本証□」は「秋武太郎殿也、雖無本証文」との傍注がある。

B 加茂神社文書

藤六・姫夜又女子息放券

元徳二(1330)年

(端裏書)

「□つわうか□□□ん」

讚岐国草木御庄住人藤六・姫夜又女沽渡「進子息童放券文事」

合老人者

字千松童
生年八歳

宛直錢五百文 即時請取畢

買人同国詫間御庄仁尾村平地大隅殿

右件童、餓身にハつふられ候ぬ、身命「たすけかたく間、加様ニに沽渡進候、身命た」すからんためにて候、くちくてんかうハ」三月、逃亡ハ夫婦限命終、かゝり進可候、「若何なる権門勢家雖御領、沙汰被」取進可候、身類兄弟況他人妨不可有候、「又父云主云人、出来人候者、公方より可為罪」科者也、かやうに餓身ヲ助からんかためにて候」上、此童も助かり、わか身ともに助かり候うへハ、「仍為後日沙汰、証文之状如件

元徳二年三月廿五日

藤六(花押)
姫夜叉女(花押)

「仁尾村平地大隅殿」は「平池大隅殿カ」との注がある。この文書の紹介者・棚橋光男によれば、「讃岐国草木庄」は石清水八幡宮領で現在の仁尾町城南半分を庄域としており、「詫間庄」は九条家領で、現在の仁尾町城北半分およびこれに東接するを詫間町域を庄域とし、互いに隣接しているという。

C 香取文書纂案主家文書

もりまさ子息売券

観応三(1353)年

(端裏書)

「□□□□□□つちはうはらハのしやうのあん」

ゑいようあるによんでうりわたす□□□□□□□□

直銭貳貫文者、

□件のしそくあさなつちわらハ□□□□□□候を、ゑいようあるによんで、あたいのせに貳貫文ニ、永代をかなくて、うりわたすところ実正なり、但大ね□□わらハ九十日さたハ、みやうしやうのあいたうけ申ものなり、もし身をうけ申候ハ、六貫文のようとうもんで、うけいたすへく候、かの仁にげうせ候て、いかなるけんもん、せいけの御りやうにまかりこへて候とも、このしやうをさきとして、めしとられ候ハんニ、そのところちとう、りやうけしたしきしんるいのゐらんさまたげあるまじく候、仍為後日、しようもんのうちけん状如件、

観応三年 みたつ のへ 十月廿二日

うりぬし、ひたちの国なめかたのこをり、とみたのがうの住人、はまの太夫二郎もりまさ ありはん

色川三中の写本『香取文書纂』(静嘉堂文庫所蔵)によれば、五行目の「大ね□□」の虫食いの部分は「大ねて□」で、最後の文字も「ん」の虫食いの可能性が大きい。また五行目の「わらハ」は、三行目の「あさなつちわらハ」の「わらハ」とまったく同形に見えるが、ここの文字は「かうハ」である可能もあろう。

D 青方文書

立石又ろく沽却状

応永十三(1406)年

よふく候ニよつてうりわたし申わつはの事、とし十四あさなつ□□

合、米八百文の事しつなり、

おねてんてんかう三月の事、かより申候へく候、もしこのうちしうにんと申物候ハ、いかなるけんもんかうけしんしやふつしんの御りやうなおきらわす御□た候時、一こふのきあるましく候、もぬし下候ハ、ほんもつのよねにて給ハリ□その時ハかより申候へく候、ゆきのしまたていし又ろくよつて五日のためニしやうくたんの事し、

おうえい十三年十二月廿一日

又ろく(花押影)

この文書も刊本の『青方文書』⁶⁾に収められている。三行目の「おねてんかう」の部分、本文には「おねてんかう」とあり、始めの「てん」は抹消されて横に「天」が書かれ、さらにそれに「テン」とルビが振られた状態にあり、「おね天かう」と書くべきか、「おねてんかう」と書くべきか、筆者が迷った跡が伺える。また五行目の「ぬし下し候ハ」の前の「も」は「もし」と読むべきであるとの校訂者・瀬野清一郎の注がある。

秀村選三は「ゆきのしまたていし又ろく」を「杵岐島の立石郷の又六」とし、彼には「人商人的性格さえ感じる」としているが、五島には「立串」の地名があり、『青方文書』中には「立石」の地名を記した文書もあり、¹⁷⁾「ゆきのしま」を杵岐島とすることができると否か疑問である。

E 華山文書

とくます孫太郎沽却状

応永十五(1408)年

仍為用々、売渡ます女事、

合売人 代米 者、
四石五斗

右件のます女者、生年廿歳ニ罷成候を、日向国島津北郷野水谷安芸守御内永代売渡申所実也、但此女ニ縁者兄弟主人と申、出来候て、違乱申し候ハ、同北郷とくますとの内の孫太郎其沙汰を明申へく候、若不沙汰時者、本物早々可令返進上者也、凡大寝てんかう者、方例ニまかせ候て、三月九十日を相かり申へく候、仍為後日売券状如件、

応永十五 戊 十一月廿一日

日向国島津御庄北郷とくます孫太郎(略押)

この文書で「凡大寝てんかう者、方例ニまかせ候て、三月九十日を相かり申へく候」とあることは、「おねてんかう三月の事」がこの地方の慣習法「方例」であったことを伝えている。

F 時国家文書

天文十(1541)年

買券之状

山崎弥太郎

買渡申女之事

合老仁者

在所圓山

右彼永代買渡申処実也、但八百文永代普代相伝買申事不相違候、於上者有 天下者大河下ニ并山崎名字内子々孫々於此女名名千代二年十一才違乱煩申間敷候、殊者天下一同之御徳儀候共、又ハ沙汰ハ拾を限王明天恐十九日可申候、仍為後日買券之状如件

天文拾年十二月廿四日

下町野領家方ヒツメ

買主 中村 山崎弥太郎(略押)

時国衛門太郎殿

参

本稿では、この文書は掲げるに止め、文書の分析は行わない。

第二章 秀村・瑕疵担保説の問題点

中世の人身売買文書に関する草分け的な研究としては、先ず第一に石井良助「中世人身法制雑考」、次いで水上一久「中世における人身売買について」⁽⁹⁾があるが、今ではこの他にも数多くの研究を挙げることができる。しかし、「てんかう」文言についての本格的な研究としては、ただ一つ秀村選三の論文「中世人身売買文書の一考察——瑕疵担保と推定される文言について——」⁽¹⁰⁾を挙げるに止まる。

秀村の議論は、このサブタイトルからも明らかのように「てんかう」文言イコール瑕疵担保の主張にあった。一方、牧英正は『近世日本の人身売買の系譜』⁽¹¹⁾において、この秀村の瑕疵担保説を引用するのみか、近世の身売奉公契約の請状に、次のような瑕疵担保文言のあることから、秀村説を一層補強した。

- G てんかう・三ひやう出来申候は、何時成共本金進上可申候。
 H てんかう・さんひやう七拾五日之内ハかけ申候。

中世の人身売買契約と近世の身売奉公契約との間には、構造的に大きな違いがあると思われる。しかしそれにも拘らず、Gの文言は明らかに瑕疵担保を述べたものであり、Hの文言とこれから我々が問題にしようとしている「大根頼狂限三月」「大寝てんかう者三月九十日を相かり申べく候」などとよく似ていることは否定できない事実である。

牧の行った近世の身売奉公契約請状に記載のある「てんかう」文言の分析の結果、中世の人身売買文書の「てんかう」文言に関する秀村の瑕疵担保説は、現在では揺るぎないものとして定説となっている。また現在までのところ、

この秀村説や牧説に対する批判・反論等は存在していないと思われる。それゆえ、ここでは秀村論文を詳しく検討することから始めていきたい。秀村論文は、次の六節から構成されている。

- (1) 「大根顛狂云々」「大寝てんこう云々」などの文言を持つ五通(先に掲げたA・C・D・F)の文書の紹介。
- (2) 石井・水上などこれまでの研究者が、この言葉の解釈を正確にやってこなかった点の指摘。
- (3) 各国(バビロニア、アッシリア、ギリシャ、エジプト、ローマ、ドイツ、中国)における瑕疵担保の事例。
- (4) 日本古代における瑕疵担保の実例。
- (5) 「大根顛狂限三月」の分析。
- (6) 人身売買の一般的な性格。

ところでこの秀村論文を詳細に眺めると、秀村が「てんかう」文言について関心を抱き、史料を集め、瑕疵担保学説を形成する過程で、秀村のそば近くにあつて、秀村の考えを強く批判する玉泉大梁の存在したことが確かめられる。もちろんこの論文を読んだ限りでは、玉泉の「てんかう」イコールへ転向し、契約破棄説に我々もまた納得することはできない。しかし逆に、この論文が玉泉を十分に納得させたかと考えると、それもまたできなかったと思われる。

なぜなら、Cには「沙汰はみやうしやうのあいた(明星の間カ)うけ申すものなり」、Dには「おねてんかう三月の事、かゝり申すへく候」、Eには「凡大寝てんこう者、方例ニまかせ候て、三月九十日を相かり申すへく候」とあり、「かゝり申すへく候」であれば、売主側の責任を述べたことになるが、一方「かり申すへく候」であれば、玉泉

のいうように売主側の留保した条件の可能性があり、瑕疵担保文言でないと思われるからである。¹²⁾

秀村が(2)の終りで、「大根顛狂の字義の考証は後に廻して少しく各国の事例を次ぎに窺ってみよう」とし、(3)・(4)で日本古代の事例のみならず、世界各国における事例を問題としたのは、直接にはこのことと関係しているのはあるまいか。しかしこのことは、逆に考えれば、字句解釈上それだけ秀村の瑕疵担保説には弱点があることを自ら告白したものと理解することも許されよう。

ところで(5)では、文書Aに「大根顛狂限三月、於其外諸病者……不可請取」とあることから、「大根顛狂」は「病氣」の一種で、「顛狂」は現在の精神病の癲癇を意味する「癲狂」であり、「大根」は「モトモト」へ「生来」の意味としている。このAから「てんかう」を「病氣」の一種とした秀村の解釈は動かないと思われるし、「大根」が「てんかう」を説明する形容詞であることもまた動かないと思われる。

一方秀村は、ここから文書Aの「大根顛狂限三月」、Dの「おねてんかう三月の事」、Eの「凡大寝てんかう者、方例ニまかせ候て、三月九十日を相かり申すべく候」、Fの「限王明天恐十九日可申候」はいずれも次のような意味の瑕疵担保文言であるとしている。特にCは「但大ねてん□かうハ九十日、沙汰は明正」と読んでいる。

人身売買にあたり、買主が被買人の瑕疵——隠れたる病を知らずして買い、後日これを発見した場合、買主はこれを売主に返還し得たのであって、その期間を三ヵ月に限った。

しかしながら、例えば説経節『おぐり』において、下人となった照手姫は「遊女」になれと命ずる青墓の宿の新主人に対して、「病」を理由に次のように述べて断り、さらに値段の下がらないうちに外へ売ってくれと頼むが、ここ¹³⁾

での「病」の取り扱い方は、秀村のいう瑕疵担保説を明白に否定するものである。

なう、いかに長殿様、さて自らは幼少で、二親の親に過ぎおくれ、善光寺参りを申すとて、路次にて人がかどはかし、あなたこなたと売らるるも、内に悪い病がござれば、夫の膚を触るれば、必ず病が起りて、悲しやな病の重るものならば、値の下がらうは一定なり。値の下がらぬその先に、いづくへなりとも御売りあつてたまはれの。

近世の身売奉公契約の請状にある「癡狂・三病」の場合、この「三病」はへ癡病や癡狂等々を意味したことから、この文言は、こういう隠れた瑕疵を発見した場合、買主はこれを売主に返還し得るための特約を述べたことは明らかである。ところで「三病」がへ癡病や癡狂等々を意味したとすれば、瑕疵担保文言として「癡狂・三病」は重複した表現になる。そこで牧は、この場合の「三病」は特にへ癡病を意味したと解釈している。¹⁴

しかし後述するように、この「三病」に含まれない「てんかう」が中世から近世初頭にかけて存在したからこそ、ここでは「癡狂・三病」と重複した表現をとって、もう一つの「てんかう」と区別して隠れた瑕疵を表現したと私は考えたい。このように考えれば、近世の「癡狂・三病」の用例から中世の「てんかう」を直ちに解釈することはできなくなろう。

以上から秀村の瑕疵担保説には多少の無理があり、「てんかう」文言イコール瑕疵担保説の主張は不可能と思われる。しかし一方、「癡狂」が癡癩を意味するへ癡狂で、「大根」が「てんかう」を説明する形容詞であることもまた動かないとすれば、へこの文言は一体何かだが、当然問われることになる。

第三章 「内部道德」と「外部道德」

前章で見てきたように、説経節『おぐり』における「照手姫」の言葉が、中世の人身売買の実態を反映しているとすれば、秀村のいう瑕疵担保説は成立しないことになる。しかし秀村論文の問題点は、むしろ(6)節にあると思う。多少細かい議論だが、ここではこの問題を考えてみたい。

(6)節で、秀村は次のように述べている。

- ① 「人身売買の場合は、被買人は買主の家の外部、共同体の外部から入ってくる」ので、
- ② 「買主は被買人の健康・性格・習癖等を全く知らないことが多かった」。それゆえ、
- ③ 「かかる人身売買の場合に詐欺瞞着が行われたことは当然予想され」、ここから、
- ④ 「売買文書に瑕疵担保文言が附けられる」として、
- ⑤ 「家」外部・共同体外部より入ってくる下人にたいしては、充分の観察期間を要した」と結論付けられている。

以上の考察の出発点に、秀村はM・ウェーバーのいう「内部道德と外部道德」を置いていると思われるが、私はむしろその点に根本的な疑いを持つものである。

例えば上記の①から③への展開について、別なところでは、「家」内部の譜代下人」にあつては「恩恵と奉仕の関係、恭順関係」があるのに対し、「家」外部から人売・人質により入ってきた下人」においては「無拘束な取引関係」があると言ひ替えている。つまり「家」内部の譜代下人」に「恩恵と奉仕の関係、恭順関係」という「内部

「道德」を、「《家》外部から入ってきた下人」に「無拘束な取引関係」という「外部道德」をそれぞれ対応させているのである。

しかしこの部分の議論を再検討してみると、前者の「恭順関係」はへ主人と下人との関係であるのに対して、後者の「取引関係」は下人売買に関わるへ売主と買主との関係である。ここから逆に推測すると、①・②はへ主人と下人の関係であるのに、③はへ売主と買主の関係であるとなろう。つまり、秀村に対する疑問の第一はへ本来無関係なものを関連付けて議論を展開しているである。

また秀村は「《家》外部・共同体外部から人売・人質により入ってきた下人」の例、つまり「外部道德」の例として、先に掲げた五通の文書のケースを考えているが、このことが成り立つか否かをここで再検討したい。

Aは前述したとおり、主人が主従関係にある代官から金を借りたケースであり、貸手と借手は共に肥前・松浦党の住人同士である。Bの売手と買手も讃岐の国の互いに隣り合う庄園の住人同士であり、Eは日向の国島津庄北郷の住人同士である。また、Dは肥前の国の、Fは能登の国の住人同士と思われる。二つの国に跨がっているCの場合も、買手の下総香取神宮の案主家と売手の常陸国行方郡富田郷の住人とが、互いに霞ガ浦をはさみ向い合う位置にあることに注目したい。

つまり、現在我々が直接文書を目にした際に注目すべきことは、むしろ売手と買手の住所が近接しており、見方によっては同一共同体内部における売買とみることができると点である。五通の文書のケースを同一共同体内部の売買とみなすことができるのであれば、秀村の②とは逆に、へ買主は被買人の健康・性格・習癖等を知っていたとなるのであるまいか。——これが疑問の第二である。

一方、説経節『おぐり』における「照手姫」や説経節『山椒太夫』における「安寿と厨子王」ように、人商人によ

って人買い船に乗せられて、遠隔地を転売される人身売買の場合は、拙稿「下人の初見参」⁽¹³⁾で考えたことが正しければ、投機的な目的の売買が多く、秀村のいう「無拘束な取引関係」になりやすかったと思われる。

このような遠隔地を転売される人身売買の場合には、特に中世の人身売買が非法法のものであったことから、文書が残りにくく、それゆえ現在においても文書の実物は未だ発見されていないのではあるまいか。ところで謡曲『婆相天』には次のような人身売買文書が登場するが、ここには瑕疵担保はもとより一切の担保文言が記されていない。

何々売渡す人の事

一人 ていればあざなしせんくはうによ

右此女は、はいとくそうてんだりといへ共、やうくの子細あるにより、東国船の船頭に売渡す処実正也、向後の証文のため売券の状如件

かうおう三年八月 日

越後の国直江津 といの左衛門これすけ はん

後に取り上げる『沙石集』や『今昔物語』の説話に登場する人身売買において、文書が実際に取り交わされたとしても、謡曲『婆相天』のこの文書と同様、瑕疵担保はもとより一切の担保文言が記されていないかと思われる。つまり「詐欺瞞着が当然予想される人身売買の場合」には、最初からへ売買文書に瑕疵担保文言は付いていないのではあるまいか。また説経節『おぐり』における病気の取り扱いについては既に述べたとおりである。以上から、疑問の第三はへ③から④への展開は成立しないことである。

また⑤の「《家》外部・共同体外部より入ってくる下人にたいしては充分の観察期間を要した」との問題について

も、「下人の初見参」で述べたように、主人に買い求められてから、見参までに暫くの時間があつたことは明らかであるが、それが九十日・三カ月と長期にわたつていたとは考えられない。——これが疑問の第四である。

そもそもウェーバーの言う「内部道徳と外部道徳」の問題をもって、主人・下人関係を考えるならば、「贖代下人」であれ「《家》外部から人売・人質により入ってきた下人」であれ、彼等とともに「異邦人」¹⁷⁾として主人とは生きる世界を異にしていた関係上、主人と下人の間を根本的に規定していたものは「外部道徳」であり、両者の間に、秀村のように「内部道徳」としての「恭順関係」を考えることはできないと思う。

またこの「恭順関係」は、あくまでも主人側の支配のイデオロギーにすぎず、主人は下人に対して「献身の道徳」や「恭順関係」を要求すると同時に、「折檻」というむき出しの暴力を以て対したことはよく知られている。そしてこの暴力とは秩序の不在を示している。それゆえ、拙稿「藪入りの源流」¹⁸⁾で述べたように、たとえ「《家》内部の譜代下人」であっても「献身の道徳」とそれに敵対する「対抗文化」とに引き裂かれたものとして表れてくる」のが「彼等下人の実像」であつたと思われる。

一方「内部道徳と外部道徳」の問題をもって、売買契約関係を考えるなら、例えば平凡社『世界大百科』の「契約」の条項に、次のようにあることに注目すべきであろう。

親密な関係や敵対的な関係のもとでは、契約は秩序付けの原理とはならず、《好意をよせあう他人》相互間においてのみ契約は機能する。

つまり、売主と買主とが契約を取り結んだことは、本来互いに「外部道徳」をもって相対すべき両者が、《好意を

よせあう他人」という特殊な関係に入ったことを意味しており、当然そこでは③でいう「詐欺購着」の排除が前提とされている。¹⁹⁾ 言い替えれば、売主と買主が契約を取り結んでいるとは、彼等が一つの法共同体を形成するに至ったことを意味しているのである。

これに対して商品である被買人は、売主と買主との形成する法共同体から排除されているのである。もちろん「下人」という非人間的な状況に置かれたことに対して、被買人である下人の抗議が当然予想される。しかし、この抗議を抑圧することに、売手・買手はともに共通の利益を見出していたのである。それゆえ被買人である下人は、彼等売手と買手から共通して「外部道徳」を以って処遇されることになったのである。

逆に言えば、下人からの抗議や非難を共同して無視・抑圧して初めて、またその限りで、売手と買手とは互いに相手を人格として承認しあい、一つの法共同体を形成する事ができたのである。それゆえ、彼らが形成する契約・共同の意志、つまり「内部道徳」の前提には、両者の形成する世界からの、共同した下人の排除が挙げられよう。

つまり売手と買手とが互いに「好意をよせあう他人」同士でいられるのは、彼らが共に下人を「排除された第三項」とみなすことにより、この「下人の排除」は両者が取り結ぶ契約を根源的に支える構造的な力・「要の石」なのである。『聖書』の言葉をもじっていえば、へ売手と買手は心一つにして下人に「獣の標し」を付けた」となろう。

第四章 契約世界からの下人の排除

人身売買の世界においては、人はひとたび商品として売られてしまうと、その瞬間から、彼の被買人は発言権のないものに変身させられてしまう。それゆえ、たとえ被買人が「下人」という非人間的なあり方に抗議しても、あるい

は売手に《だまされた》と主張しても、買手である主人はこれを無視して取り合わないのである。このようなへ契約世界からの下人の排除を直接人身売買文書の文言の中で確認することは難しい。しかし、下人売買に関する中世の説話・謡曲等々文学の世界から、このことを伺うことはできる。

例えば説経節『山椒太夫』では、直江津の山岡太夫は旅の岩城一族を《だまして》親子をそれぞれ二人の船頭に売ってしまう。謡曲等によく登場するへ人商人にかどわかされるというテーマは、このへ契約の世界からの下人の排除という人身売買の構造に深く根差しているのである。ここに、人身売買の持つ固有の恐ろしさがあるわけである。それゆえ秀村のいう「詐欺瞞着」は売手と買手との間ではなく、むしろ売手と被買人との間にあったことになる。

『塵芥集』⁽²¹⁾六九条には「譜代の下人、或は逃げ走り、或は人に勾引はれ、売られ、ものゆくまゝに、自然本国に買ひ留められ、人に召使はるゝのとき……」⁽²²⁾とあり、『結城氏新法度』⁽²³⁾四七条にも「人勾引の沙汰、証拠候はゞ、とかく陳法すべからず。又人に頼まれ候とて、人勾引候相手になり、失せ候もの送り候事は、本人よりもきつきあやまりにて候……」とある。ここから当時下人を《だまし(勾引し)て》他人に売り払う犯罪がいかに多かったかが知られる。こうした人勾引が人身売買の固有の構造に根差したものであることは言うまでもあるまい。

ギリシャ神話にはヘメディウサの首ににらまれると、にらまれた人は石になってしまふというものがある。人身売買の世界で被買人が発言権のないものに変身してしまうことも、これと同じ人々の眼差しによる変化なのである。ところでこのような変身を背後から支えるものとして、人身売買の不可逆性を示すへ人商人は売買が終ったら決して元には戻さないという「人商人の大法」の存在を挙げることができる。

謡曲『自然居士』では、自分の身を売ってた養代衣・小袖を親の追善のための供物として差出した女を、人商人の手から買い戻そうとする自然居士と人商人とが交わすやりとりの中に、人商人の次の言葉がある。⁽²⁴⁾

「われらが中に大法の候、それをいかに申すに、人を買ひ取りてふたたび返さぬ法にて候」

説経節『山椒太夫』では、直江津で山岡太夫にだまされ、母子が別々の舟に乗せられて売られたことに気が付いた母御が船頭に向かって「うとうやすかたの鳥だにも、子をば悲しむ習ひあり。なう、いかに船頭殿。舟こぎもどいて、今生にての対面を、も一度させてたまはれの」と嘆願するが、これに対する船頭の答えがこれである。⁽²⁵⁾

「一度出いたる舟を、あとへはもどさぬが法ぞかし」

本章では、「詐欺瞞着」がむしろ売手と被買人との間にあったことを考察するために、『沙石集』にある二人の旅の修業僧が宿で相手を売った説話や、『今昔物語』にある近江の国の女主人が下人のために売られた説話の分析を行いたい。ヘーゲルは『精神現象学』「自己意識」のところ⁽²⁶⁾で、「主」と「奴」の成立の契機を「承認をめぐる生死を賭けた戦い」に置いているが、これら二つの説話は共に、ヘーゲルのこの言葉を思い出させずにはおかないものである。

1 『沙石集』

『沙石集』巻第七「僻事スル物ノ酬タル事」⁽²⁶⁾には次のようにある。

或修行者法師二人、道ニ行ツレ相語テ修行シケルニ、或里ニ留テ、一人ノ法師、夜フケテ竊ニ家主ニ云ケルハ、

「コレニ候法師ハ、由緒アリテ可召仕物ニテ候。時ニ売候ベシ。イク／＼ラニカワセ給ヘ」ト、約束シテ、既ニ直定ツ。此一人ノ法師、此事ヲ壁ヲ隔聞テケリ。不思議ノ事也。我ヲ売事ヨト思テ、晝此法師ガ寝入タル隙ヲ伺中ニ入テ、「夜部申候シ直給ハリ候ハム。イソガシク候。此法師ハコレニ寝テ候也」トテ、直ヒ取りテツキ出テ。此法師目覚テ見レバ、一人ノ法師ナシ。サテ支度相違シテ、カヘツテ売レテ責メ仕ハレケリ。ヨシナク人ヲ狂或セムトテ、我身ヲワヅラハス、因果ノ道理タガワズコソ。古人云ク、「人ヲソシリテハ、己ガ咎ヲ思ヒ、人ヲアヤブメテハ、己ガヲチム事ヲ思ヘ」ト云ヘリ。実ナルヲヤ。人売ムトシテハ、己レガウラレム事ヲ思フベカリケリ。

この説話の冒頭には「或修行者法師二人」が「道ニ行ツレ相語テ修行シケル」とある。ここから二人の法師P・Qの関係は互いにへ対等・平等と思われる。しかしひとたび「修行者法師二人」の形成する彼ら自身の世界の中に立ち入ってみれば、二人の間は決してそのように単純なものではなく、修行の進み具合などからへ先輩・後輩とへ師・弟とへかという優劣・上下の関係が存在していたと思われる。

そしてもし、彼らの間にへ師・弟へ関係が認められるとすると、中世において、一般にへ師・弟へ関係はへ主・従へ関係と等置されていたことから、へ師へ立場に立つ法師Pがへ弟子へ法師Qを指して「コレニ候法師ハ、由緒アリテ可召仕物ニテ候。時ニ売候ベシ」と述べて、他人に売り払うことは、さほど不思議ではなかったと思われる。

ただ問題なのは、このへ師・弟へ関係が一般的・社会的に《承認》されていなかったことである。それゆえへ師へを自認する法師Pが「夜フケテ竊ニ家主ニ」売る話しを持ちかけたとき、へ師・弟へという二人の世界の中だけで形成されていた私的な関係が、一般的・社会的な関係に転化することになったのである。言い替えれば、法師Pが「家主」と対したとき、Qに対してへ師へであることの社会的・一般的な《承認》の問題が賭けられていたのである。

一方、へ弟子とされた法師Qの側は、たとえ修行の上ではへ師・弟と関係を認めていたとしても、身分上はあくまでも平等と考えていたのではあるまいか。さらに法師Qは、Pをへ師と仰ぐのは修行上のことと考え、「道ニ行ツレ相語テ修行」する間に、むしろへ師とPを乗り越える契機を探していたのではあるまいか。このように考えると、この話しの最後で「古人云ク、『人ヲソシリテハ、己ガ咎ヲ思ヒ、人ヲアヤブメテハ、己ガヲチム事ヲ思ヘ』ト云ヘリ。実ナルヲヤ。人売ムトシテハ、己レガウラレム事ヲ思フベカリケリ」とあることが生きてくる。

つまり、この言葉はへ弟子とされた法師Qがへ師とPの限界を指摘し、それを克服したことを示す言葉であり、この話し全体は、いかにも仏教話らしく、へ弟子とされた法師Qの行った修行の一つのエピソードであると理解することができる。それゆえ、同行の法師を売り払うという、いかにも非道な行いも、へ師を乗り越える厳しい修行の内実として、この場合は許容されているのである。

一方へ弟子とされた法師Qがへ師とPを乗り越える契機もまた、「家主」にへ師を売ることにあったのだから、法師Qが「家主」と対したときもまた、へ師を自認する法師Pと同様に、修行上の優劣・上下を廻る《承認》の問題が賭けられていたことになる。このように考えると、二人の法師P・Qは共に修行上の優劣・上下の《承認》を、第三者である「家主」に求め、そのために競って相手を下人として売ろうとしたと纏めることができよう。

つまりこの話しにおいてへ相手を下人として売ることとは、二人の法師が「道ニ行ツレ相語」う間に形成してきた承認を廻る闘いを、一挙に徹底化させ、全面開花させるものであった。またその過程において、法師Pの限界は暴露され、法師QはPを乗り越えることができたのである。それゆえこの場合は、へ弟子とされた法師Qの側の修行の勝利を意味したことになる。

一方「家主」は、この話しにおいては「塗籠」の中に居り、泊まり客の「二人の法師P・Q」は「塗籠」の外で寝

ていたことが確認できる。この「塗籠」は保立道久が明らかにしたように、「壁」で封鎖され「銭」など大切な物を収納しておく収納室で、夫婦の寝室でもあった。この密室の「塗籠」の中で、法師Pは同行の法師Qを売る密談をしたのである。またこの話しに新しい展開が生まれるのは、この密談を法師Qが「壁」を隔てて聞いたことによつてゐる。

この話しでは明記していないが、売られた法師はこの宿で下人として「責メ仕ハレ」たのではなく、別の主人のもとで「責メ仕ハレ」たと思われる。つまりその前提として、この宿は人商人の定宿であると共に、商いの委託も行われていた²⁸⁾と考えれば、なぜ「一人ノ法師」が同行の「法師」を売ろうとしたのかがわかって面白い。

このような想像が許されるなら、この宿は、もともと人宿として下人の口入・斡旋や人商いを行っていたので、「一人ノ法師」Pと売買契約を結ぶことになったとなろう。また売買には必ず売券が伴うものとすれば、この密談の際に売券が作成されたと考えることが出来る。そこで考えられる売券は、次ぎのイ・ロのいずれかである。しかしこの話しでは、「家主」から直接「直」をもらうので、ロの方がより可能性が大きいと思われる。

イ・売主である「一人ノ法師」が買主である新主人宛に作成したもので、この宿の「家主」が口入人や請人として登場するもの。

ロ・売主の「一人ノ法師」が直接この宿の「家主」宛に作成したものを。

この話しで興味深い点は、「二人の法師P・Q」は宿に着くまでは「道三行ツレ相語テ修行」していたのに、この宿に泊まったときから「修行者仲間」という縁が切れてしまった点である。その意味で、この宿は縁切りの場・無縁

の場とすることができ。また同時にこの宿は、家主との間で契約という新しい縁を結ぶ場・結縁の場でもあった。それゆえこの宿においては、家主の側がひとたび同行の「法師」を買い取る意志を表明してしまえば、売られる運命に陥った「法師」の側が、その運命から逃れるためには、相手の「法師」を売ることでより外に方法がなかったのである。こうして「或修行者法師二人」の間柄は、これまでの「修行者仲間」の関係ではなく、へ売られないためには相手を売るより外にないというへ相克へ関係に変わってしまったのである。

さらに注目すべきことは、実際に社会的な意味を持った契約は、口約束を行った法師Pと家主との間ではなく、商品である下人の引き渡しと、その対価「直」の授受を行った法師Qと宿の主人との間にあることである。ここに我々はへ契約世界からの下人の排除へへ被買人に口無し」という下人売買に固有な構造を見ることができるのである。

後日談として想像されることは、同行の「法師」を売ろうとした法師Pは、自分がワルの分だけ一層強く「だまされた」ことを主張し、下人として「責メ仕ハレ」ることの不当性を云い募ったであろうことである。しかしそれがより一層の呵責を意味することはあっても、もとより無駄なことであったと思われる。なぜならこの話しの最後は「サテ支度相違シテ、カヘツテ売レテ責メ仕ハレケリ」と述べて話しを切り上げ、いかにも仏教説話らしく「因果応報」「因果ノ道理」としてまとめているからである。

2 『今昔物語』

売手と被買人との間の《相克》をテーマとしたものに、『今昔物語』巻第二十九「近江国主女将行 美濃国売男話」を挙げる事ができる。

今昔、近江国□□郡住ム者有ケリ。未ダ年モ不老ヌ程ニ失ニケレバ、其ノ妻モ未ダ四十ノ程ニテゾ有ケル。子一人モ不産ザリケリ、京ノ人ニテゾ有ケル。

其ノ夫ノ失タルヲ強ニ恋悲シミケレドモ、甲斐無クテ、京ニ上ナムト思ヒケレドモ、京ニモ可打憑キ人モ不thinkザリケレバ、思ヒ縲テ有ケル程ニ、年来付仕ヒケル思ノ、万ニ付テ後安ク翔ケレバ、夫失テ後ハ、コレヲ打憑テ何事モ云合セテ過ケルニ、此ノ男ノ云ク、「此テ徒然ニテ御ヨリハ、此ヨリ近キ山寺ノ候ニ御マシテ、暫ク御湯ナドモ浴サセ給ヒ、御行ナドモ心静ドカニ為サセ給ヘカシ」ト勸メケレバ、女、「実ニ然モ有ル事也」ト思テ、「然様ニ近キ所ナラバ、行ナム」ト云ケレバ、男、「近キ所ニ候フ。何デカ愚ナラム事ハ申候ハム」ト答フレバ、女、「京ニモ上ナムト思ヘドモ、京ニモ祖共モ無ク類親モ無ケレバ、然様ナラム所ニ行テ尼ニモ成リナバヤト思フゾ」ト云ケレバ、男、「然テ御マサム間ノ事ハ、己コソハ縲奉ラメ」ト云ヘバ、女只出立ニ出立ツ。

女ヲバ馬ニ乗セテ、男ハ後ニ立テ行ケルニ、近キ所トハ云ツレドモ、遙ニ遠ク将行ケレバ、女、「此ハ、何カニ此クハ遠キゾ」ト云ケレバ、「只御マセ。ヨモ愚ナル事ハ不仕ラジ」ト云テ、三日許将行ニケリ。然テ人ノ家ノ有ル門ニ、女ヲバ馬ヨリ下シテ、男ハ家ノ内ニ入ヌ。女、「此ハ何カニ為ル事ヤラム」ト心モ不得ネドモ、待立テル程ニ、男返リ出テ女ヲ内ヘ将入ヌ。板敷ノ有ルニ畳敷タル所ニ居ヘタレバ、更ニ心モ不得テ女見居タレバ、此ノ男ニ家ヨリ絹ヤ布ナドヲ取ラス。「此ハ何事ニテ取スルニカ有ラム」ト思フ程ニ、男、此ノ物ヲ取ルマムニ逃ル様ニシテ去ヌ。

其ノ後ニ聞ケバ、早ウ、此ノ男ノ謀ケル様ハ、此ノ主ノ女ヲ美濃ノ国ニ将行テ売ツル也ケリ。然テ目ノ前ニ直ヲ取テ行ク也ケリ。女此ク聞テ、「奇異」ト思テ、「此ハ何カニ、我レヲバ然々云テコソ山寺ヘトテ将来シカ。何カニ此ハ」ト泣々ク云ヘドモ、耳ニモ不聞入ズシテ、男ハ直ヲ取リテ馬ニ這乗テ馳テ去ヌ。

然レバ女泣居タル程ニ、其ノ家ノ主、「女ヲ買得タリ」ト思テ、女ニ事ノ有様ヲ問ケレバ、女、「然々也」ト本ヨリノ有様ヲ語テ、涙ヲ流シテ泣ケレドモ、家ノ主モ耳ニモ不聞入デ有ケルニ、女只独リニテ、可云合キ人モ無ク可逃キ様モ無カリケレバ、泣悲ムデ云ケル様、「我レヲ買取り給テ、更ニ其ノ益不有ジ。極ク我レヲ殺シ給フトモ、我が世ニ可有クハコソ」ト云テ、伏臥ニケリ。

其ノ後、物ナド持来テ食セケレドモ、露、起上ル事モ無カリケリ。云ハムヤ、努々物食フ事ハ無カリケレバ、家主モ思ヒ縲テ有□、亦從者共ハ、「然リトモ、暫コソ嘆キ臥タラメ、遂ニハ、起上テ物モ食テム。只御覽ゼヨ」ナド口ニ云ケレドモ、日来ヲ経テ更ニ不起上ザリケレバ、「希有也ケル奴ニ被□テ」ナド、思ヒ云ケル程ニ、此ノ女遂ニ来タリシ日ヨリ七日ト云フニ、思ヒ死ニ死ケリ。然レバ家主云フ甲斐無クテ止ニケリ。

此ヲ思フニ、尚極ク事吉ク云フトモ、下衆ノ云ハム事ニハ不付マジキ也。

此ノ事ハ其ノ家主ノ京ニ上テ語ケルヲ聞伝ヘテ、「糸奇異ク哀レ也ケル事カナ」ト思テ、此ク語り伝ヘタルトヤ。

この説話の表面には売券は登場しない。しかし先に見た人宿の存在を前提として考えるなら、近江の国の下男は人宿を通じて美濃の国の人と予め売買契約を行っており、商品の引き渡しと同時に「絹ヤ布ナド」を対価として受け取ったと見ることができ³⁰⁾る。また下女として買った女が死んだことに對して、新主人が売主に文句を云った様子が見えないことから、売券には担保文言はなかったものと思われる。

またこの女が美濃の国の新主人の家で出された物を一切口にしなかったのは、へ出された物を食べると、その家の人・下女になるゝとする民俗があったからであろう。夜這いしてくる男を婿として正式に承認する婿取婚の儀式は、夜這いの男を捕まえて、物を食べさせることであつた³¹⁾。

ここで注目すべきは「今昔物語」の作者自身の見解、「尚極ク事古ク云フトモ、下衆ノ云ハム事ニハ不付マジキ也」である。これはへ下衆の云う事を真に受けてはいけない、下衆の云う事を信じてそれに従った女主人が馬鹿なのだという当時の人々のものの見方を示している。へ主人と下人とは本来互いに信じ合うことができないという、この見解のよって来る所を考えれば、主人と下人とは生きる世界を異にし、互いに「外部道徳」を以って相対していたらなろう。

下人が自由を得るために、女主人を「だまして」逆に彼女を下人として売り払ったというこの話しが我々に教えてくれることは、主人と下人との間には、非和解的・敵対的な矛盾が存在しており、主人と下人の間を本質的に規定していたものは、両者が互いに相手を支配しようとして相争う、相克関係であったということである。

このように考えると、話しの冒頭にさりげなく「年来付仕ヒケル男ノ、万ニ付テ後安ク翔ケレバ、夫失テ後ハ、コレヲ打憑テ何事モ云合セテ過ケルニ」とある言葉が、後の話しの展開に対して、伏線として持っている恐ろしさに突き当たることになる。

通常の場合、主人の側の下人に対する折檻しか表沙汰にならないが、下人の側の隠された、このようなルサンチマンもまた見逃すことはできないのではあるまいか。例えば説経節「山椒太夫」において、厨子王が旧主・山椒太夫や三男の三郎に対して行う復讐の残酷さは、この下人の隠されたルサンチマンを端的に示すものである。

ともあれこの説話もまた、売主と被売人との間に「詐欺瞞着」があったことを示す一例である。さらに注目すべきことは「其ノ家ノ主、《女ヲ買得タリ》ト思テ、女ニ事ノ有様ヲ問ケレバ、女、《然々也》ト本ヨリノ有様ヲ語テ、涙ヲ流シテ泣ケレドモ、家ノ主モ耳ニモ不聞入デ有ケル」とある点である。つまり「下人」という非人間的な状況に置かれたことに対して、「涙ヲ流シテ」抗議する女に対して、買手である「家ノ主」は無視して取り合わないのである。

つまり、下人にとってへ正常な抗議の発言は、両売買当事者たちからはへ異常な狂気あるいはへ冗談とされ、まともには取り上げてもらえなかったのではあるまいか。とすればこのようなへ異常な狂気をただし、へ正常な状態にするように売買に際して取り決めることもまた売買契約としては必要であったと思われる。

第五章 今参の不奉公と旧主の責任

これまで見てきた人身売買は、いずれも売主と買主が遠く離れた任人同士の場合なのである。しかしながら、前述したとおり同一共同体内部における人身売買もあったはずである。このような場合にもへ契約世界からの下人の排除へは存在していたのであろうか。このことを考えるための参考になるものに、狂言『繩綯』がある。この狂言は、シテ「太郎冠者」と二人のアド「主」と「何某」の合計三人の登場する劇である。劇の展開はおよそ次のようになっている。

- (a) 「主」は「何某」と「一勝負」して、「金銀は申すに及ばず、太郎冠者まで打ち込んで」しまう。
- (b) 「主」は「有様に申したならばさだめて参りますまいによって、たらいて□□殿の方へつかわそう」と思って、太郎冠者に「何某」の所へ、文を持っていかせる。その文には「太郎冠者をつかわし申候」と書いてあった。
- (c) 「何某」からことの次第を聞いた太郎冠者は、「いずかたへ御奉公致すも同じこととござる」「お目長に召し使わせられて下されい」と云いながら、新主人からの「山一つあなたへ使に行け」「繩をなえ」「水を汲め」との命令に対しては、いろいろへ理屈をいって仕事をしない。

(d) 立腹した「何某」は、太郎冠者の代わりに「金銀をもって算用致させずにはおくまい」と云って「主」のこ

ろに出かける。

(e) 「主」は「何某」に「有様に申したならば、さだめて参りますまいと存じ、たらいてつかわしましたことによって、きやつがふてたものでござろう。いま一度私の方へ戻させられたい。使うてお目かけましょう」と述べる。そこで二人は、また「一勝負」して「今度は太郎冠者まで打ち戻された」ことにして、太郎冠者を「主」のもとに戻して使うことにする。

(f) 旧主のところに戻った「太郎冠者」は「有様に仰せられたならば、参るまいではござらぬに、たらいてやらせらるると申すことがあるものでござるか」と「主」をなじり、次ぎに「何某」の内の様子を語りながら、縄をなうことになる。

(g) 「何某」が聞いているとも知らず、「太郎冠者」は「何某」のお内儀の悪口や子供を打ち叩いたことを述べ、たまりかねた「何某」が「太郎冠者」を追い込んで幕。

この狂言で一番面白いところは、(g)でお内儀を「美人ではござらぬ、鬼神でござる」とか「額ははつと鉢額、目は猿眼、鼻は虹梁鼻、口は耳せせまで引き裂けております」とか「私をきつとねめられたその面は、別はござらぬ、堂宮の鬼瓦でござる」などというところであろう。

しかし我々にとっては、むしろ(a)から(f)までが重要である。賭けの結果、太郎冠者の所有権は「主」から「何某」に移行した。それゆえ、ここにあるのは「売買」ではなく、太郎冠者を賭けた「博打」であり、「売券」の代わり「太郎冠者をつかわし申候」と書いた「文(譲状)」が登場している。しかし所有権の移動の際に、賭けの対象となった人物は、賭けそのものどどのような関係にあったのかに注目したい。

ここで注目すべきことは、(b)で「主」が「有様に申したならばさだめて参りますまいによって、たらいて□□殿の方へつかわそうと存ずる」とある点である。つまりここでも賭けの対象となった人物に対して、一種の「詐欺瞞着」が行われており、太郎冠者を賭けた「博打」の世界においても、下人の太郎冠者は、そこから排除されているのである。

さらに(d)では、「ふて」で命じられた仕事をしない太郎冠者に対して、「主」と「何某」は共同して対処する。そのため再び太郎冠者をへだまして『「主」のもとに連れ戻し、そこでは良く働くことを「何某」に示すことになる。つまり下人の太郎冠者に対して、「主」は一貫して「たらず」という「詐欺瞞着」そのものを以って対応しているのである。

つまり、「主」と「何某」とは同じ世界の住人であるのに対して、下人の太郎冠者は他所者なのである。このように下人の太郎冠者を「排除された第三項」スケープゴートとすることによって初めて、「主」と「何某」とは太郎冠者を賭けた「博打」というゲームを共に楽しむことができ、互いに『好意を寄せあう』関係を維持することができたのである。

これに対して、(c)では下人の太郎冠者は「ふて」で命じられた仕事をしない。ここにサポータージュという形で表われた下人の抗議の意志を見て取ることができよう。しかし私が今この狂言で一番問題にしたいことは、太郎冠者のサポータージュという今参りの下人の不奉公に対して、旧主が責任を取っていることである。

次に棚橋光男の紹介した「鎌倉覚園寺胎内文書 康応二年(1390)三月十四日めうき童年季売券」⁽³³⁾を検討したい。

J とくほうし年季売りの売券

康応二(1390)年

(端裏)
「とくほうし」

よふあるによんてしちけんニうりわたす

わらハの状の事

合もとせにいくわん五百文

右件しちけんニうりわたすわらハ、とくほうし、とし十八才なり候今年 かのへ としより、きたり候ハん むまの

さるのとしまで、十五年」十五つくりおかきりにて、うりわたし申候」所しちなり、たゞしねんきより内うけ」

申事候ハ、一くわん八百文さた申て、うけ」申候へく候、此うちに御こゝろおやふり申候ハ、」一日に十文

つゝのてまれうさた申候へく候、いかなる」けんもんせいけの御りやうへまかりこへ候とも、この状お」さきと

して御さうてんとめされ候ハんには、その所のちとう」まん所、いらんさまたけあるましく候、しうゑつの」御

房より外ハ、申事あるへく候、よんて後日」しちけんの状、如件、

さゝのしやうよなくしちう人 めうき (花押)

かうおう二年三月十四日 しうゑつ (花押)

細かいところを飛ばせば、確かにこの文書は次の香取文書纂要害家所蔵文書Kとよく似ている。このK文書では、
年季売りした下人に対し、旧主の側が「てまりょう」を支払って借りることを約束しており、売主である旧主の下人
に対する支配権・利用権の存在が確かめられる。

K 孫太郎年季売り売券

文明五(1473)年

依有ようく、うりわたし申男の状事

合ほんせん老貫文者、

右かのおとこのあざな孫太郎、生年三十二にまかりなり候を、明年きのへむまのとしよりはじめ候て、きたり候はんつちのへいぬのとしまで、五ヶ年五つくりの間、老貫文にうりわたし申処実正也、もしかのおとこ一日もてまひまおかり候はゞ、一日に廿文づゝのてまれうをさいたすべく候、此上もしいかなるけんもんせい家神社ぶつじりやうへにげうせ候ととも、此状を先として、めしとられ候はんに、その所の地頭政所ましてしんるいのいろい一ごんもあるまじく候、仍為後日状如件、

文明五年

みずの
とのみ

十二月廿三日

うりぬし香取津宮住人

左近次郎

花押

口入人

とくらす

花押

ところで鎌倉寛園寺胎内文書Jの「此うちに御こゝろおやふり申候ハ、一日に十文つゝのてまれうさた申候へく候」のところを、この文書の紹介者・棚橋光男は「年季内に売主が使役するときは買い主に対して一日につき十文の手間料を支払うべきことが述べられている」と解釈し、Kと同様な特約としている。

しかしながら、年季売りされた今参の下人が買主の「御こゝろ」を「やぶる」とは、新主人のへ期待を破り・損なうこと、つまり太郎冠者のように仕事をしないこと、サボタージュ・不奉公を意味しているのではあるまいか。と

すれば、旧主の下人に対する支配権・利用権ではなく、むしろ下人の不奉公に対する、売主の責任「一日につき十文の手間料を支払う」を述べた特約ではあるまいか。

つまりJ文書が示していることは、下人の所有権の移動に際して、新しい主人のもとでも良く働くように下人に云って聞かせることが旧主の義務であったということであろう。また、このような法慣行を背景にして、狂言『緹綱』は成立していると思われる。

第六章 「てんかう」の意味と歴史

史料にある「てんかう」の文字は《てんごう》と読むべきであろう。ところで、辞書の「てんごう」を引いてみると、これには二つの項目があり、一つは「癡狂」とある。これは秀村選三のいう精神病の一つである。しかし、もう一つの「てんごう」がある。

小学館『日本国語大辞典』の「てんごう」を見ると、「『名詞』(歴史のかなづかいは、通常「てんかう」とするが、語源未詳)」として次のようにある。

- ① (……する) ふざけること、たわむれること、またそのさま。冗談、いたずら。「転合」「転業」と書くこともある。
- ② 手淫をいう、手てんごう。

〔方言〕

- 1 余計な手出しをすること。

2 たわむれ、いたずら、手いたずら。

3 博打。

4 冗談。

〔語源説〕

(1) 「顛狂」の訛音か。

〔和訓栞〕

テンガウ(癡狂)とテゴト(手事)の合成語か。

〔上方語源辞典Ⅱ前田勇〕

(2) 手業の義か。

〔嬉遊笑覧〕

(3) テンガウ(田楽)の義か。

〔能楽考・大言海〕

(4) テゴハ(手強)の転。

〔古代研究・折口信夫〕

(5) 癡癡の転。

〔志不可起〕

(6) 取笑の訳したもの。

〔和訓栞〕

この①の「てんごう」から、「てんごうの皮」を始めとして「てんごう書き」「てんごう飲み」「てんごう念仏」などの言葉が派生しており、さらにへざれごとくを意味する「てんがう口」「口てんがう」という言葉もある。②からは「うでてんごう」という言葉が生れている。また〔方言〕の4からは、へ博打打ちくを意味する「てんごうし」という言葉もある。さらに『学研国語大辞典』には「てんごう」は関西方面の用語とした上で、そのなまりとして「てんご」という言葉を記している。

一方、小学館『古語大辞典』には、この言葉の語源に関して「『てんかん』のことを『癡狂(てんがう)』といった

ことは明らかで、おそらく、わるふざけに『てんかん』のまねをすることから出たものであろう」とある。この説は信じがたいが、「てんごう」が「癲狂」から派生したという点はなお考えるべき点がある。

ところで、岩波古典文学大系『中世近世歌謡集』の「てんごう」の《頭注》には、「戯業(てんごう)」はへふざける意にいう元禄時代語とある。また小学館『日本国語大辞典』に挙げられている用例も総て近世・元禄時代以降のものである。つまり「てんごう」をへ癲狂の意で用いるのは古代以来の用法であるのに対して、へふざけるの意の用例は総て元禄時代以降となり、また後者の場合は「転合」「転業」の他「戯業」とも書いたことがわかる。

となると、古代の「癲狂」と近世の「てんごう」とにはさまれた、中世の「てんかう」とは、一体何かが改めて問題となろう。ところで文書Bの「くちく〜てんかう」の場合は「口てんごう」「てんごう口」で解釈できると思う。つまりこれはへさまさまなざれごと〜またはへ冗談をいろいろ云うこと〜ではあるまいか。

つまり「くちく〜てんかうハ三月」というのは、へ三ヵ月間は下人が冗談を云ったとしても、大目に見て下さい、あるいはへ冗談を云って主人を困らせることがあるとしても、それは三ヵ月間に限るように致しましょう〜ではあるまいか。特にB文書は、飢餓に際して八歳になる我が子を買った場合であり、直後に「逃亡ハ夫婦限命終、かゝり進可候」とあることから考えると、売主の責任を述べた後者の解釈が良いと思う。

前章で考えたように、「契約世界からの下人の排除」という原則からは、被売人である下人の言うことは総て、主人の側からすればへ冗談・いたすら〜でありへざれごと〜になるとの結論が導きだされる。また売られた当初は、特にこのようなことを言い募るものであったのだから、三ヵ月間の猶予を取り決め、その期間中に主人に対してへざれごと〜を言わないようにさせると売主側が請け負っているのである。

Cには「沙汰は明星の間うけ申すものなり」とあり、昼間の仕事に差し支えないように、夜と昼との間の「明星の

間」にサボタージュする下人によく言い聞かすと述べているのであろう。またD・Eには共に「かゝり申候べく候」とあるので、この場合も同様に、売主側が責任を取るとしているのである。つまり狂言『繩綺』の主人のように、相手に引き渡した下人のサボタージュ等々に対して、売主は三ヶ月の間の責任を負う約束をしているのである。

それではへAはどうか、が次に問題となろう。文脈からは買主側のへ請取るべき病氣、となる。ここで問題としてゐることは、主人の変化・奉公先の変化によって、下女がホームシックなどの一種の精神異常になることである。それゆえ「大根顛狂限三月」はへ三ヶ月間は大目に見て下さい、との意と理解することができるが、へ三ヶ月間に限るようにならざるや、という売主側の責任を述べたものと解釈することもできる。

網野善彦の言うように、一般的に南北朝期を境として言葉の意味が大きく変わっていくとすれば、鎌倉期のAでは古代的な顛狂(テンガウ)の意味が未だ残っており、Aにはへ奉公先の変化による精神異常、という「病氣」の意味があるのに対して、南北朝期やそれ以降のB・C・D・Eではむしろへ主人の代替わりに際して、下人がいたずらやサボタージュをすることになるのではなからうか。

以上から次のような結論を得ることができる。すなわち中世、特に南北朝以降の「てんかう」の言葉においては、へ狂、への方に意味の中心を置いた古代のへ顛狂・顛狂、とは対照的に、へいたずら、への方に意味の中心が移っており、元禄語の「てんごう」の意味が先取りされているのである。あるいは小学館『古語大辞典』が言うように、実際に奉公先の変化に際して、下人はふざけて「てんかん」のまねをしたのかもしれない。

狂言『繩綺』では、下人の太郎冠者は博打好きな主人に対し博打をやめるように忠告する、主人思いの忠義者として登場している。それにも拘わらず、先に行った考察によれば、「劇」中で太郎冠者はスケープゴートとされているのである。それゆえ太郎冠者の立場に立てば、この「劇」は忠義者の「悲劇」となる。ここから太郎冠者の行

うへいたずらも、「悲劇」に対する太郎冠者の抗議と理解することが許されよう。

しかしこの「劇」の終りで、新しい主人の「何某」が下人の太郎冠者を「やるまいぞ、やるまいぞ」といつて追い込んで行く、この追込み留めの結末が示していることは、奉公先の変化に際して、下人がへいたずらやサボタージュをする当時の風俗そのものではあるまいか。このような見方に立てば、事柄の本質がいかに太郎冠者の「悲劇」であつても、この「劇」は「喜劇」「ドタバタ劇」となるろう。

また元禄時代語の「てんごう」には、次ぎの三点からへ奉公人が代替わりに際していたずらやバカ騒ぎをすることへという言葉の元の意味が残っていると思われる。

一 この言葉を表すのに「転業」の文字を当てたこと。

二 『中世近世歌謡集』(岩波古典文学大系)の「松の葉」第四卷⁽⁵⁾では、「けいわんてんがう」とあつて「てんごう」に対して奉公人に対する口入業を営む「慶庵」が引合いにだされていること。

三 西鶴『織留』巻五「一日暮しの中宿」には、出替わりに際して奉公人が小宿ばいりすることについて、「是程せつなくて、居つゞけの奉公あるにも、小宿ばいりする益をたづねけるに、さりとは何の事もなし。さのみいたずらぐるひを我まゝにするといふ、楽みばかりにはあらず。……」とあること。ここでいう「いたずらぐるひ」とは「戯狂」と書いた「てんごう」のことであろう。つまり、出替わりの際の奉公人の一般的なあり方としての「戯狂」を意識しながら、わざと「やまと言葉」で「いたずらぐるひ」と述べたものである。

一方、近世においても古代的なへ癡狂の意味の「てんかう」を使わなければならない場合には、「癡狂・三病」と重複した表現をとって、もう一つの「てんごう」と区別したと思われる。ここに牧英正の明らかにした近世文書における「癡狂・三病」の用例の登場する理由があるわけである。それゆえ近世文書の「癡狂・三病」の用例から、直

ちに中世の「てんかう」を解釈することはできないと思われる。

以上の分析から、私は元禄時代語である「てんごう」の〔語源説〕には、(1)説の「テンガウ(癡狂)」「癡狂」の訛音か」を取りたいと思う。また「てんかう」の言葉がこのように「癡狂」から「てんごう」に変わっていく背後には、奉公先の変化に際しての下人・奉公人のあり方の変化という社会的な問題が大きく係わっていたのである。

むすび

一九五三年に家永三郎が「主従道徳の一考察」を『史学雑誌』に発表して以来、主従制を廻る論争が多くの人々を巻き込む形で起こった。これが今、一般に《和辻・家永論争》と言われているものである。今の時点でこの論争を見直してみると、下人の持つへ献身の道徳を日本に固有なもの、宿命的なもの、ア・プリアリなものとする点で、和辻・家永両者は共通しており、和辻がその優れた側面を美化・強調しているのに対して、家永はそれとは区別された「もう一つの主従制」の存在を強調しているにすぎないのである。

この論争をへ日本人は他律的で集団主義的であるとする現在の文化人類学者のテーゼに引き当てて考えると、この論争は、日本文化の属性である「共同体の論理の絶対性」「個の論理の否定」を、「主従道徳」の場面に限定して問題にしたものと理解することが許されよう。つまり下人がへ献身の道徳を發揮できるのは、下人が「共同体の論理」を引き受けている限りであり、「共同体の論理の絶対性」をカッコにいれて考えるなら、ア・プリアリに下人にへ献身の道徳を求めるとはできないのではなからうか。

この《和辻・家永論争》は純粹にアカデミックなものとは言えず、むしろ「戦後」という特殊な時代背景なしには理解できないものである。家永の理解するとおり、和辻のいうへ献身の道徳は、旧体制の復活・逆コースと見られ

て当然であった。なぜなら、この「共同体の論理の絶対性」の上に、「天皇への献身」が国家によって付加・強制され、我が国民は「オオキミノミコトカシコミ」「シコノミタテ」と戦争に駆り出され、また妻たちも「サキモリニユクハタガセトトウヒトヲ、ミルガトモシサ、モノモイモセズ」と嘆くより他になかったからである。

こうした戦争中の我が国民の精神的なあり方から、この論争までの間、あまり時間が経っていないことを考えると、和辻・家永両者はもとより、多くの知識人が「共同体の論理の呪縛」から抜け出せなかったのは、無理からぬことであらう。さらにまた、秀村論文「中世人身売買文書の研究」が出た一九五九年という年代を考えると、この秀村論文もまた《和辻・家永論争》の影響下にあると考えられる。それゆえ、この秀村論文が「共同体の論理の呪縛」の下にあったことは、この論文の時代的な制約を示すことになるのである。

しかしだからこそ、今我々が問題とすべきことは、秀村が前提にしていること、つまり下人、殊に譜代下人はイェ内部のものであり、それゆえ下人がへ献身の道德々を持つのは当然とする認識そのものである。それゆえ、本稿の考察の中心は、「てんかう」文言の分析よりはむしろ、下人が主人たちの世界から排除された「外部」のものであることとの解明に置かれた。具体的には『沙石集』や『今昔物語』の説話や狂言『繩絢』の分析を通じてへ契約世界からの下人の排除を明らかにした。このことに研究史上の意義があると思ったからである。

イェ外部からの人売・人質によった下人はもとより、譜代下人もまた、主人たちの世界からは共に排除された「外部」に属していた。また、この「外部」性はへカオス・混沌を意味している。それゆえ、主人たちの世界から眺めた場合、下人はへコスモス・秩序を破壊する「いたずら」や「狂気」、「犯罪」に満ちたへカオス・混沌そのものと見えたはずである。ここに人身売買文書に登場する「てんかう」文言の秘密がある。これは下人のこうした外部性、反秩序性・カオス性を踏まえ、売主側が買主に約束した、下人のコスモス化・秩序化を示す文言なのである。

注

- (1) 『経済学研究』(九州大学) 第二四巻 第四号 一九五九年三月。
 (2) 『法学協会雑誌』第五六巻 第八、九、十号 一九三八年。
 (3) 『北陸史学』(金沢大学法文学部史学研究室) 第四号 一九五五年。のち「中世における人身売買」と改題して同氏『中世の庄園と社会』吉川弘文館、一九六九年、所収。
 (4) 『中世成立期の法と国家』塙書房 一九八三年 所収。
 (5) 福田以久生・村井章介編 清文堂史料叢書 一九八二年。
 (6) 瀬野清一郎校訂『青方文書 第二』史料纂集 古文書編(統群書類従完成会 一九七六年) 三八三号文書。
 (7) 三五六号文書「番立結番注文案」の五番に「立石 江浜 上有川 馬場 中尾」とある。
 (8) 前注(2)参照。
 (9) 前注(3)参照。
 (10) 前注(1)参照。
 (11) 創文社 一九七〇年。
 (12) もつとも、新たに発見されたBでは「くちく／＼てんかうハ三月、逃亡ハ夫婦限命終、かゝり進可候」とあり、「かゝり」の方がよく、玉泉説は最終的には成立しなないと思われる。
 (13) 『説経集』(新潮日本古典集成) 二六四頁。
 (14) 前掲書一四一頁。
 (15) 『日本歴史』第四六七号(一九八七年四月)。後『下人論』(日本エディタースクール出版部 一九八七年) 所収。
 (16) 牧英正『人身売買』岩波新書 一九七一年 四二、三頁。
 (17) エミール・パンヴェニスト『インド・ヨーロッパ諸制度語彙集 一経済・親族・社会』の「奴隷・他所者」の項の要約には「集団の内部で生まれた自由人に対して、他所者(異人) すなわち敵が対置される。後者は、私の客にもなるし、また戦争においてこれを捕虜とした場合は私の奴隷ともなる。……」とある。日本における下人とインド・ヨーロッパにおける「戦争における捕虜」としての奴隷との歴史的な性格に関する比較研究の必要はあるが、奴隷的な存在である日本中世の下人が「他所者(異人)」の側面を持っていたことに関しては、拙稿「太郎冠者論」(弘前大学教養部『文化紀要』第二二号(一九八五年十月)。後『下人論』(前注(15) 参照) 所収。) 参照。
 弘前大学教養部『文化紀要』第二三号(一九八六年三月)。後『下人論』(前注(15) 参照) 所収。

- (19) ヘーゲルは『法の哲学』§71「所有から契約への移り行き」の中で次ぎのように述べている。「契約は、そこに登場する人たちが人格としてまた所有者として互いに承認しあうことを前提としている。」
- (20) 今村仁司『排除の構造』青土社 一九八五年。
- (21) 岩波『日本思想大系』中世政治社会思想 上』所収。
- (22) 同右。校注者・勝又鎮夫はこの法令の前提には、下人の所有をめぐる相論があるとしている。
- (23) 養老律令『賊盗律』46（日本思想大系『律令』岩波書店 一九七六年、一一一頁）には「凡略奴婢者。以強盗論。和誘者。以竊盗論。（以下略）」とある。また人の奴婢をかどわかすことに対する禁令は「新制」にも見られる。治承二年七月十八日の太政官符十二カ条の第十二条には「一 応擲勾引諸人奴婢売買要人事」とあり、これと同じものが建久二年三月二十八日の新制三十六カ条の第二十六条、弘長三年八月十三日の新制四十一カ条の第三十四条にある。なお牧英正『日本法史における人身売買の研究』（有斐閣 一九三六年）参照。
- (24) 日本古典文学大系『謡曲集上』（岩波書店 一九六〇年）一〇一頁。
- (25) 新潮日本古典集成『説経集』（新潮社 一九七七年）九四頁。
- (26) 岩波『日本古典文学大系』85 三〇四頁。
- (27) 『中世の愛と従属』平凡叢書 一九八六年。
- (28) 例えば説経節『まつら長者』では、商人の「ごんがの太夫」は奈良に宿を取り、奈良の都の辻々に「見目よき姫のあるならば、価をよく買ふべき」旨の高札を立て、「所はつる屋五郎太夫」と書いたとある。（『説経集』（新潮日本古典集成）三五四、五頁参照。）
- (29) また『鎌倉幕府追加法』の一四二、「人倫売買停止事」を命じた延応二年五月十二日付和泉国守護所宛の御教書には、「当市庭立札可令触廻國中」とあり、禁令を市場に立てたことが知られる。この前提として、当時一般に「下人を買うべき」旨の高札が市場等に掲げられていたのではあるまいか。
- (30) 岩波『日本古典文学大系』25 『今昔物語集』四 一七七、八頁。
- (31) 西村真次『日本古代経済』『交換篇 第三冊 行商・坐商』（東京堂 一九三八年）ではこの話しを「人の行商」の例に数え挙げているが、その考えは取らない。
- (32) 高群逸枝『招婿婚から嫁取婚へ』（『高群逸枝全集 四』理論社）によれば、「婿取儀式では三日餅ともいう『露頭』（トコロアラハシ）が中心となる」として次のようにある。「これは男が女のところに通ってきて、忍んで寝ていると、その忍び通いの三日目ぐらいに、その寝ている場面を女の家族がおさえて、二人の関係をバクロする。そのうえで否応なしに、妻家のカマ

ドでつくった食物(餅)を男に食わせて、完全に同化し、「婿」にしてしまう。このトコロアラハシの露頭儀式がすむと、だから婿は、もう妻の家族の一員となり、同居同火することができる。」

(32) 岩波『日本古典文学大系』42 『狂言集』上 二六七頁。

(33) 前掲論文「人身売買文書と謡曲隅田川」(『中世成初期の法と国家』 塙書房 一九八三年 所収。)

(34) 石井良助「中世法制雑考」『法学協会雑誌』第五六巻 第八号。

(35) 「……さて山売かな山売かな、けけらけいわんてんがう、今時その手は喰んべいか、……」の「けいわんてんがう」の《頭注》には、「慶庵戯業をわざとおもしろく吃音化したもの。慶庵(桂庵)は縁談・奉公口などの媒介者。戯業はふざける

意にいう元禄時代語。一説に桂庵手転業で、桂庵が口上手で手先で遣り繰りの悪戯事をする意にも」とある。

(36) 荒木博之『日本人の行動様式』講談社現代新書 一九七三年。同『やまとことばの人類学』朝日選書 一九八五年。

付記

本稿は昭和六十二年度科学研究費(一般研究C)(課題番号六二五二〇一六五、中世「下人」の研究)による研究の一部である。